教育訓練給付金支給要件照会票

帳票種別 14581

第２面の注意をよくお読みください。

1. 被保険者番号　2. 姓（漢字）　3. 名（漢字）

4. フリガナ（カタカナ）

5. 生年月日　（2 大正　3 昭和　4 平成　5 令和）　元号　年　月　日

6. 指定番号

教育訓練施設の名称

教育訓練講座名

7. 受講開始（予定）年月日　元号　年　月　日

8. 訓練の種別　（1 一般教育訓練　2 専門実践教育訓練）

9. 郵便番号

10. 住所（漢字）※市・区・郡及び町村名

住所（漢字）※丁目・番地

住所（漢字）※アパート、マンション名等

（この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。）

上記のとおり教育訓練給付金支給要件について照会します。

電話番号

照会者

氏名　　印

令和　　年　　月　　日　　公共職業安定所長　殿

注　意

1. 支給要件照会票に記載された受講開始（予定）日と実際の受講開始日が異なる場合や、受講開始（予定）日を将来の日付で照会した後に、離職等によって被保険者資格に変動がある場合、また、適用対象期間の延長を受けた期間に変更があった場合や支給要件照会後に適用対象期間の延長措置を受けた場合には、照会結果のとおりにならない場合がありますので十分注意してください。
2. 一般教育訓練について教育訓練給付の支給を受けるためには、支給要件照会を行ったか否かにかかわらず、受講修了日の翌日から１ヵ月以内に、あらためて「教育訓練給付金支給申請書」及び確認書類によって支給申請手続を行うことが必要です。
   また、支給要件照会を行わなくても支給申請は可能です。
3. 専門実践教育訓練について教育訓練給付金の支給を受けるためには、支給要件照会を行ったか否かにかかわらず、受講開始日の１ヵ月前までに、「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票」及び確認書類を提出しなければなりません。確認書類の中には、訓練対応キャリア・コンサルタントによる訓練前キャリア・コンサルティングの結果を踏まえて記載した書面等が必要です。その後、公共職業安定所から指定される支給申請期間ごとに、あらためて支給申請書及び確認書類によって支給申請手続を行うことも必要です。
   また、支給要件照会は行わなくても教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票の提出は可能です。

備考	

※

所長		次長		課長		係長		係		操作者	

※処理欄

照会処理年月日	令和　年　月　日		
可否（理由）			
通知年月日	令和　年　月　日		
本人・住所		運・健 受・出 住・印 被	本・代・郵

2019. 5